

お知らせ（令和2年4月17日現在）

当庁破産係（本庁、一宮支部、岡崎支部、豊橋支部）では、現状を踏まえ、業務縮小に伴い、5月1日（金）までに期日指定されている債権者集会は、すべて延期することとし、実質的な審理は行いませんので、関係者の方々は当該期日にお越しになる必要はありません。

なお、今後の状況によっては、5月7日以降の債権者集会を延期することがありますので、最新の情報をホームページにより御確認くださるようお願いします。

当係の債権者集会以外の期日や、破産事件以外の事件については、個別に各担当部署に御確認ください。

ご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止のため、御理解と御協力をお願い申し上げます。